

## 系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>I-3 監督指針策定の趣旨</p> <p>I-3-4 その他の監督指針等との関係</p> <p>I-3-4-2 「金融コングロマリット監督指針」との関係【共通】</p> <p>「金融コングロマリット監督指針（平成 17 年 6 月：金融庁）」の「I-1 金融コングロマリットの定義」に該当する系統金融機関については、当該金融コングロマリット監督指針の対象になることに留意する。</p> <p>II-3 業務の適切性</p> <p>II-3-8 海外業務管理</p> <p>II-3-8-3 監督手法・対応【農中】</p> <p>(1) 海外監督当局による検査結果、海外監督当局に届け出られた不祥事件等届出などの報告を求め、これにより、海外営業拠点の監督・管理態勢に問題があると認められる場合には、業務運営の国際化や金融コングロマリット化の進展に伴い、海外監督当局との連携強化の必要性が増すとともに、規制・基準の収斂の動きが加速している状況を踏まえ、関係する海外監督当局との連携を検討する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>III 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-1 一般的な事務処理</p> <p>III-1-2 監督部局間における連携【共通】</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>I-3 監督指針策定の趣旨</p> <p>I-3-4 その他の監督指針等との関係</p> <p>I-3-4-2 (削除)</p> <p>II-3 業務の適切性</p> <p>II-3-8 海外業務管理</p> <p>II-3-8-3 監督手法・対応【農中】</p> <p>(1) 海外監督当局による検査結果、海外監督当局に届け出られた不祥事件等届出などの報告を求め、これにより、海外営業拠点の監督・管理態勢に問題があると認められる場合には、業務運営の国際化や国際的なグループ化の進展に伴い、海外監督当局との連携強化の必要性が増すとともに、規制・基準の収斂の動きが加速している状況を踏まえ、関係する海外監督当局との連携を検討する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>III 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-1 一般的な事務処理</p> <p>III-1-2 監督部局間における連携【共通】</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(5) 金融コングロマリットの監督部局担当課室間の連携</p> <p>金融コングロマリット化の進展等を踏まえた適切な監督を行うためには、経営管理会社（金融コングロマリット監督指針Ⅰ－１に規定する「経営管理会社」をいう。）又はグループ内の金融機関の監督権限を有する監督部局担当課室が適切に情報交換等を行うことにより、単独の業態からの監督では捉えきれないグループとしてのリスクの存在や問題意識等の共有を図る必要がある。そのため、経営管理会社又はグループ内の金融機関の監督権限を有する担当課室間で、適宜適切な情報提供を行うとともに、積極的に意見交換を行うことで、連携を強化することとする。</p> <p>特に、経営管理会社又はグループ内の一の金融機関に対して、業務改善命令等の厳正な対応を検討している担当課室においては、他のグループ内会社を監督する担当課室との連携に十分留意することとする。</p> <p>Ⅲ－３ 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 Ⅲ－３－２ 照会に対する回答方法【共通】 (1) (略)</p> <p>(2) 農政局、財務局、沖縄総合事務局又は都道府県が照会を受けた際、回答に当たって判断がつかないもの等については、「連絡箋」（様式・参考資料編 様式Ⅲ－３－２（２））を作成し、<u>ファックス等</u>により監督指針Ⅲ－１－４（１）の経由に準じて協議する（送り状は農政局担当課長、財務局担当課長又は都道府県農協金融担当課長から農林水産省経営局金融調整課担当経営専門官又は金融庁担当課室課長補佐宛にする。）。</p>	<p>(5) (削る)</p> <p>Ⅲ－３ 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 Ⅲ－３－２ 照会に対する回答方法【共通】 (1) (略)</p> <p>(2) 農政局、財務局、沖縄総合事務局又は都道府県が照会を受けた際、回答に当たって判断がつかないもの等については、「連絡箋」（様式・参考資料編 様式Ⅲ－３－２（２））を作成し、<u>電子メール等</u>により監督指針Ⅲ－１－４（１）の経由に準じて協議する。</p>

## 系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(3) 農林水産省経営局金融調整課長又は金融庁担当課室長は、農協法、農中法等その執行権限を有する法令に関し、当該法令の直接の適用を受ける農協、信連又は農中等その他団体（注）から、次の①及び②の項目で定める要件を満たす一般的な照会であって、書面による回答及び公表を行うことが法令適用の検討・照会に際しての判断能力の向上等の観点から適切と認められるものについては、これに対する回答を書面により行い、その内容を公表することとする。</p> <p>（注）（略）</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ 照会窓口</p> <p>ア 農協については、照会書面の受付窓口を都道府県農協金融担当課とする。都道府県が照会書面を受領した場合には、經由部局を經由して速やかに照会内容に係る法令を所管する農林水産省又は金融庁の担当課室に<u>ファックス又は電子メール</u>により照会書面を送付することとする。</p> <p>イ 信連・農中については、照会書面の受付窓口を照会内容に係る法令を所管する農林水産省（信連（北海道信連を除く。）は農政局）又は金融庁（信連は財務局）の担当課室とする。</p> <p>農政局が照会書面を受領した場合には、速やかに農林水産省経営局金融調整課に<u>ファックス又は電子メール</u>により照会書面を送付することとする。</p> <p>財務局が照会書面を受領した場合には、速やかに金融庁担当課室</p>	<p>(3) 農林水産省経営局金融調整課長又は金融庁担当課室長は、農協法、農中法等その執行権限を有する法令に関し、当該法令の直接の適用を受ける農協、信連又は農中等その他団体（注）から、次の①及び②の項目で定める要件を満たす一般的な照会であって、書面による回答及び公表を行うことが法令適用の検討・照会に際しての判断能力の向上等の観点から適切と認められるものについては、これに対する回答を書面により行い、その内容を公表することとする。</p> <p>（注）（略）</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ 照会窓口</p> <p>ア 農協については、照会書面の受付窓口を都道府県農協金融担当課とする。都道府県が照会書面を受領した場合には、經由部局を經由して速やかに照会内容に係る法令を所管する農林水産省又は金融庁の担当課室に<u>電子メール等</u>により照会書面を送付することとする。</p> <p>イ 信連・農中については、照会書面の受付窓口を照会内容に係る法令を所管する農林水産省（信連（北海道信連を除く。）は農政局）又は金融庁（信連は財務局）の担当課室とする。</p> <p>農政局が照会書面を受領した場合には、速やかに農林水産省経営局金融調整課に<u>電子メール等</u>により照会書面を送付することとする。</p> <p>財務局が照会書面を受領した場合には、速やかに金融庁担当課室</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>に、<u>ファックス又は電子メール</u>により照会書面を送付することとする。</p> <p>④・⑤（略）                      (4)・(5)（略）</p> <p>Ⅲ－３－３ 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）【共通】                      法令適用事前確認手続（以下「ノーアクションレター制度」という。）とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、農林水産省では、農林水産省における法令適用事前確認手続に関する細則（平成 14 年 3 月 27 日農林水産省訓令第 4 号）を、金融庁では、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則（平成 13 年 7 月 16 日）をそれぞれ定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続を規定するものであり、制度の利用に当たっては必ず様式・参考資料編 資料 3 の各細則を参照するものとする。</p> <p>(1) 照会窓口                      照会窓口は、照会案件に係る法令を所管する農林水産省経営局金融調整課又は金融庁監督局総務課（財務局）とする。                      なお、照会窓口たる金融庁監督局総務課は、下記(2)③の記載要領に示す要件を満たした照会書面が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。</p>	<p>に、<u>電子メール等</u>により照会書面を送付することとする。</p> <p>④・⑤（略）                      (4)・(5)（略）</p> <p>Ⅲ－３－３ 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）【共通】                      法令適用事前確認手続（以下「ノーアクションレター制度」という。）とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、農林水産省では、農林水産省における法令適用事前確認手続に関する細則（平成 14 年 3 月 27 日農林水産省訓令第 4 号）を、金融庁では、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則（平成 13 年 7 月 16 日）をそれぞれ定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続を規定するものであり、制度の利用に当たっては必ず様式・参考資料編 資料 3 の各細則を参照するものとする。</p> <p>(1) 照会窓口                      照会窓口は、照会案件に係る法令を所管する農林水産省経営局金融調整課又は金融庁監督局総務課（財務局）とする。                      なお、照会窓口たる金融庁監督局総務課は、下記(2)③の記載要領に示す要件を満たした照会書面が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>財務局が照会を受けた場合には、照会事案に係る法令を所管する金融庁監督局総務課に対し、照会書面を原則として速やかに<u>ファックス等</u>により送付する。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>財務局が照会を受けた場合には、照会事案に係る法令を所管する金融庁監督局総務課に対し、照会書面を原則として速やかに<u>電子メール等</u>により送付する。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(2) (略)</p>
<p>Ⅲ－４ 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－８ 子会社等【共通】</p> <p>系統金融機関の子会社（農協法第 11 条の 2 第 2 項又は農中法第 24 条第 3 項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）、子法人等（信用事業命令第 10 条第 2 項又は農中法施行令第 8 条第 2 項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）及び関連法人等（信用事業命令第 10 条第 3 項又は農中法施行令第 8 条第 3 項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）の業務範囲等については、以下のとおりとする。</p> <p>なお、信連又は農中については農協法第 10 条第 23 項又は農中法第 55 条に規定する他業禁止の規定に留意する。</p> <p>(注 1) (略)</p> <p>(注 2) 子法人等及び関連法人等の判定に当たり、当該系統金融機関が、<u>農協法施行規則、信用事業命令、農中法施行令、財務諸表規則等、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）</u>（平成 23 年 2 月 28 日付け 22 経営第 6374 号経営局長通知）及び日本公</p>	<p>Ⅲ－４ 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－８ 子会社等【共通】</p> <p>系統金融機関の子会社（農協法第 11 条の 2 第 2 項又は農中法第 24 条第 3 項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）、子法人等（信用事業命令第 10 条第 2 項又は農中法施行令第 8 条第 2 項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）及び関連法人等（信用事業命令第 10 条第 3 項又は農中法施行令第 8 条第 3 項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）の業務範囲等については、以下のとおりとする。</p> <p>なお、信連又は農中については農協法第 10 条第 23 項又は農中法第 55 条に規定する他業禁止の規定に留意する。</p> <p>(注 1) (略)</p> <p>(注 2) 子法人等及び関連法人等の判定に当たり、当該系統金融機関が、<u>「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」</u>（平成 23 年 2 月 28 日付け 22 経営第 6374 号経営局長通知）及び日</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>認会計士協会監査委員会報告第 60 号『連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い』（平成 10 年 12 月 8 日付）その他の一般に公正妥当と認められる会計の基準に従っているかにも留意する。</p> <p>（注 3）（略）</p> <p>Ⅲ－４－８－１ ～ Ⅲ－４－８－４ （略）</p> <p>（新設）</p>	<p>本公認会計士協会監査委員会報告第 60 号『連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い』（平成 10 年 12 月 8 日付）その他の一般に公正妥当と認められる会計の基準に従っているかにも留意する。</p> <p>（注 3）（略）</p> <p>Ⅲ－４－８－１ ～ Ⅲ－４－８－４（略）</p> <p><u>Ⅲ－４－８－５ 農中の子会社である農林漁業法人等投資育成事業を営む者が行う出資の取扱い【農中】</u></p> <p><u>農中又はその子会社は、農中法施行規則第 13 条第 1 項第 6 号に掲げる株式等については、基準議決権数を超えて取得・所有することが認められている。</u></p> <p><u>これは、「農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成 14 年法律第 52 号）」の目的に照らし、同法に規定される投資スキームにおいて農中が十分に役割を発揮し、農林漁業及び食品産業の成長発展のためにこの投資スキームが活用され、投資先に弾力的かつ円滑に出資が行われるよう、農中の子会社である農林漁業法人等投資育成事業を営む者（同法第 3 条第 1 項に規定する農林漁業法人等投資育成事業及びこれに附帯する業務を営む会社）が同法第 6 条に規定する承認事業計画に従って営む農林漁業法人等投資育成事業により取得・保有する株式等について、農中又はその子会社が有する議決権に含めないこととするものである。</u></p> <p><u>他方で、農中の子会社である農林漁業法人等投資育成事業を営む者が行う出資が、農中法施行規則第 13 条第 1 項第 6 号に掲げる株式等に該当する場</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ－４－８－５ 農中の海外における子会社等の業務の範囲【農中】</p> <p>Ⅲ－４－８－６ 信連又は農中とその証券子会社等の関係【信連・農中】</p> <p>Ⅲ－４－８－７ 子会社等に係るその他の留意事項【共通】</p> <p>Ⅲ－５ 行政指導等を行う際の留意点等</p> <p>Ⅲ－５－２ 面談等を行う際の留意点【共通】</p> <p>職員が系統金融機関の役職員等と面談等（面談、電話、電子メール、ファックス等によるやりとりをいう。以下同じ。）を行うに際しては、以下の事項に留意するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>【様式・参考資料編】</p> <p>Ⅲ 参考資料</p> <p>【資料3】Ⅲ－１－８ 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 関係</p> <p style="text-align: right;">金融庁</p> <p style="text-align: center;">金融庁における法令適用事前確認手続関す細則</p> <p>平成13年3月27日の閣議決定（行政機関による法令適用事前確認手続の</p>	<p><u>合、農中の員外監事や会計監査人の選任に当たっては、農中の経営の健全性の確保等の観点から、その独立性等について検討がなされているか、留意するものとする。</u></p> <p>Ⅲ－４－８－６ 農中の海外における子会社等の業務の範囲【農中】</p> <p>Ⅲ－４－８－７ 信連又は農中とその証券子会社等の関係【信連・農中】</p> <p>Ⅲ－４－８－８ 子会社等に係るその他の留意事項【共通】</p> <p>Ⅲ－５ 行政指導等を行う際の留意点等</p> <p>Ⅲ－５－２ 面談等を行う際の留意点【共通】</p> <p>職員が系統金融機関の役職員等と面談等（面談、電話、<u>電子メール等</u>によるやりとりをいう。以下同じ。）を行うに際しては、以下の事項に留意するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>【様式・参考資料編】</p> <p>Ⅲ 参考資料</p> <p>【資料3】Ⅲ－１－８ 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 関係</p> <p style="text-align: right;">金融庁</p> <p style="text-align: center;">金融庁における法令適用事前確認手続関す細則</p> <p>平成13年3月27日の閣議決定（行政機関による法令適用事前確認手続の</p>

## 系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>導入について) おいては、「IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表することとする」とされ、このため、「上記の分野に関し、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続の指針」が定められたところである。</p> <p>金融庁は、この閣議決定を踏まえ、当該手続を本年7月16日より実施することとし、下記のとおり細則を定めたところである。</p>	<p>導入について) おいては、「IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表することとする」とされ、このため、「上記の分野に関し、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続の指針」が定められたところである。</p> <p>金融庁は、この閣議決定を踏まえ、当該手続を本年7月16日より実施することとし、下記のとおり細則を定めたところである。</p>
記	記
<p>1. 対象</p> <p>(1) 対象法令(条項)の範囲</p> <p>金融庁における本手続の対象となる法令(条項)は、金融庁が所管する法律及びこれに基づく政府令の条項のうち次のいずれかであって、平成13年3月27日の閣議決定(行政機関による法令適用事前確認手続の導入について)における、「民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認</p>	<p>1. 対象</p> <p>(1) 対象法令(条項)の範囲</p> <p>金融庁における本手続の対象となる法令(条項)は、金融庁が所管する法律及びこれに基づく政府令の条項のうち次のいずれかであって、平成13年3月27日の閣議決定(行政機関による法令適用事前確認手続の導入について)における、「民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行</p>

## 系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する」との趣旨に該当するものとする。</p> <p>① 当該条項が申請（行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）第2条第3号にいう申請をいう。）に対する処分の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合</p> <p>② 当該条項が届出等行政機関に対し一定の事項を通知する行為の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合</p> <p>③ 当該条項が不利益処分（行政手続法第2条第4号に定める不利益処分をいう。）の根拠を定めるものである場合</p> <p>④ 当該条項が民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれらの権利を制限するものであって、照会の対象とすべきものと判断される場合</p> <p>(2) 対象となる法律の公表</p> <p>本手続の対象となる法律を担当する課室については、一覧表を作成し、金融庁のホームページにおいて公表することとする。なお、当該一覧表については、法律改正等の事情変更があった場合には、これを随時見直すこととする。</p> <p>2. 照会</p> <p>(1) 照会窓口</p> <p>照会窓口は、金融庁監督局総務課とし、財務（支）局・沖縄総合事務局所管の金融機関は、財務局等に照会する。財務局等は照会を受けた場</p>	<p>政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する」との趣旨に該当するものとする。</p> <p>① 当該条項が申請（行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）第2条第3号にいう申請をいう。）に対する処分の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合</p> <p>② 当該条項が届出等行政機関に対し一定の事項を通知する行為の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合</p> <p>③ 当該条項が不利益処分（行政手続法第2条第4号に定める不利益処分をいう。）の根拠を定めるものである場合</p> <p>④ 当該条項が民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれらの権利を制限するものであって、照会の対象とすべきものと判断される場合</p> <p>(2) 対象となる法律の公表</p> <p>本手続の対象となる法律を担当する課室については、一覧表を作成し、金融庁のホームページにおいて公表することとする。なお、当該一覧表については、法律改正等の事情変更があった場合には、これを随時見直すこととする。</p> <p>2. 照会</p> <p>(1) 照会窓口</p> <p>照会窓口は、金融庁監督局総務課とし、財務（支）局・沖縄総合事務局所管の金融機関は、財務局等に照会する。財務局等は照会を受け</p>

## 系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>合には、金融庁監督局総務課に対し、<u>照会書面</u>を速やかに<u>ファックス等</u>により送付する。</p> <p>なお、照会窓口たる金融庁監督局総務課は、下記(3)<u>照会書面</u>の記載要領に示す要件を満たした<u>照会書面</u>が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。</p> <p>(2) 照会者の範囲</p> <p>照会者は、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、上記1. の対象法令（条項）の適用に係る照会を行う者及び当該者から依頼を受けた弁護士等であって、下記(3)の記載要領を満たした<u>照会書面</u>を提出し、かつ、照会内容及び回答内容が公表されることに同意している者とする。</p> <p>（注）照会者が法人（及び業界団体）である場合には、役員名で行うことを原則とし、弁護士等である場合には委任状（照会者が法人である場合には役員名によるもの）の提出を求めることとする。なお、法人と弁護士等との連名による照会も可能とし、この場合には、委任状の提出は要しないこととする。</p> <p>弁護士等とは、弁護士、公認会計士等、照会事項につき高い専門的知見を有する者とする。</p> <p>(3) <u>照会書面</u>の記載要領</p> <p><u>照会書面</u>（電子的方法を含む。）は、下記の要件を満たしているも</p>	<p>た場合には、金融庁監督局総務課に対し、<u>照会書</u>（当該<u>照会書</u>に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を速やかに<u>送付</u>する。</p> <p>なお、照会窓口たる金融庁監督局総務課は、下記(3)<u>照会書</u>の記載要領に示す要件を満たした<u>照会書</u>が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。</p> <p>(2) 照会者の範囲</p> <p>照会者は、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、上記1. の対象法令（条項）の適用に係る照会を行う者及び当該者から依頼を受けた弁護士等であって、下記(3)の記載要領を満たした<u>照会書</u>を提出し、かつ、照会内容及び回答内容が公表されることに同意している者とする。</p> <p>（注）照会者が法人（及び業界団体）である場合には、役員名で行うことを原則とし、弁護士等である場合には委任状（照会者が法人である場合には役員名によるもの）の提出を求めることとする。なお、法人と弁護士等との連名による照会も可能とし、この場合には、委任状の提出は要しないこととする。</p> <p>弁護士等とは、弁護士、公認会計士等、照会事項につき高い専門的知見を有する者とする。</p> <p>(3) <u>照会書</u>の記載要領</p> <p><u>照会書</u>は、下記の要件を満たしているものでなければならない（参</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>のでなければならない（参考：別紙様式1）。</p> <p>① 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実が記載されていること。</p> <p>② 上記1. (2)に基づき金融庁がホームページにおいて公表した法律及びこれに基づく政府令の条項のうち、適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項が特定されていること。</p> <p>③ 照会及び回答内容が公表されることに同意していることが記載されていること。</p> <p>④ 上記②において特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠が明確に記述されていること。</p> <p>(4) <u>照会書面の補正及び追加書面の提出</u>  金融庁は、<u>照会書面</u>の記載内容が不十分な場合、照会者の本人確認をする場合等、必要な限度において照会者に対し、<u>照会書面の補正</u>、<u>追加書面の提出</u>等所要の対応を求めることができる。  ただし、<u>追加書面</u>は必要最小限とし、照会者の過度な負担とならないよう努めることとする。</p> <p>(5) <u>照会書面の名宛人</u>  <u>照会書面</u>における名宛人は、照会案件に係る法令を所管する担当課室の長とする。</p> <p>3. 回答</p>	<p>考：別紙様式1）。</p> <p>① 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実が記載されていること。</p> <p>② 上記1. (2)に基づき金融庁がホームページにおいて公表した法律及びこれに基づく政府令の条項のうち、適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項が特定されていること。</p> <p>③ 照会及び回答内容が公表されることに同意していることが記載されていること。</p> <p>④ 上記②において特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠が明確に記述されていること。</p> <p>(4) <u>照会書の補正及び追加資料の提出</u>  金融庁は、<u>照会書</u>の記載内容が不十分な場合、照会者の本人確認をする場合等、必要な限度において照会者に対し、<u>照会書の補正</u>、<u>追加資料の提出</u>等所要の対応を求めることができる。  ただし、<u>追加資料</u>は必要最小限とし、照会者の過度な負担とならないよう努めることとする。</p> <p>(5) <u>照会書の名宛人</u>  <u>照会書</u>における名宛人は、照会案件に係る法令を所管する担当課室の長とする。</p> <p>3. 回答</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(1) 回答期間</p> <p>上記2. の照会を受けた課室の長は、照会者からの<u>照会書面</u>が照会窓口 に到達してから原則として30日以内に照会者に対する回答を行うもの とする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間と する。なお、いずれの場合においても、補正期間を含めた全体としての 処理期間の短縮に努めることとする。</p> <p>① 高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合 原則60日 以内</p> <p>② 担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支 障が生じるおそれがある場合 30日を超える合理的な期間内</p> <p>③ 他府省との共管法令に係る照会の場合 原則60日以内</p> <p>上記2. (4)により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した 日数は、回答期間に算入しないものとする。</p> <p>30日以内に回答を行わない場合には、照会者に対して、その理由及び 回答時期の見通しを通知することとする。</p> <p>(2) <u>回答書面</u>の名義人</p> <p><u>回答書面</u>の名義人は、照会案件に係る法令を所管する担当課室の長 とする。</p> <p>(3) 回答の方式</p> <p>照会に対する回答は、<u>書面</u>により行うものとする（参考：別紙様式</p>	<p>(1) 回答期間</p> <p>上記2. の照会を受けた課室の長は、照会者からの<u>照会書</u>が照会窓 口に到達してから原則として30日以内に照会者に対する回答を行うも のとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期 間とする。なお、いずれの場合においても、補正期間を含めた全体と しての処理期間の短縮に努めることとする。</p> <p>① 高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合 原則60日 以内</p> <p>② 担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支 障が生じるおそれがある場合 30日を超える合理的な期間内</p> <p>③ 他府省との共管法令に係る照会の場合 原則60日以内</p> <p>上記2. (4)により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した 日数は、回答期間に算入しないものとする。</p> <p>30日以内に回答を行わない場合には、照会者に対して、その理由及び 回答時期の見通しを通知することとする。</p> <p>(2) <u>回答書</u>の名義人</p> <p><u>回答書</u>（当該回答書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含 む。）の名義人は、照会案件に係る法令を所管する担当課室の長とす る。</p> <p>(3) 回答の方式</p> <p>照会に対する回答は、<u>書面又は電子情報処理組織</u>を使用する方法そ</p>

## 系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>2)。ただし、照会者が口頭で回答することに同意する場合には、この限りでない。</p> <p>回答に当たっては、当該事実が照会に係る法令の適用の対象となるか否かに関する見解及び根拠を明示するほか、以下のような注を付することとする。</p> <p>「(注)本回答は、照会対象法令(条項)を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令(条項)との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもある。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではない。」</p> <p>(4) 回答を行わない事案</p> <p>課室の長は、以下に掲げる要件に該当する照会に対しては、回答を行わないことができる。この場合において、課室の長は、照会者に対し、遅滞なく、回答を行わない旨及びその理由を通知することとする。</p> <p>① 判断の基礎となる事実関係に関する情報が不明確である又は不足している照会</p> <p>② 民間における自主ルール、取り決めに関する照会</p> <p>③ 既に公表されている告示等により法令適用についての考え方が明ら</p>	<p><u>他の情報通信の技術を利用する方法</u>により行うものとする(参考:別紙様式2)。ただし、照会者が口頭で回答することに同意する場合には、この限りでない。</p> <p>回答に当たっては、当該事実が照会に係る法令の適用の対象となるか否かに関する見解及び根拠を明示するほか、以下のような注を付することとする。</p> <p>「(注)本回答は、照会対象法令(条項)を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令(条項)との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもある。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではない。」</p> <p>(4) 回答を行わない事案</p> <p>課室の長は、以下に掲げる要件に該当する照会に対しては、回答を行わないことができる。この場合において、課室の長は、照会者に対し、遅滞なく、回答を行わない旨及びその理由を通知することとする。</p> <p>① 判断の基礎となる事実関係に関する情報が不明確である又は不足している照会</p> <p>② 民間における自主ルール、取り決めに関する照会</p> <p>③ 既に公表されている告示等により法令適用についての考え方が明ら</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>かな事案に係る照会</p> <p>④ 既に金融庁のホームページにおいて回答が公表されている照会と同種類の照会</p> <p>⑤ 照会者について、法令を執行するための調査等が行われている事案、又は現に法令の執行が行われている事案に係る照会</p> <p>⑥ 類似の事案が争訟（訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立て及びその他の法令に基づく不服申立て）の対象となっている照会</p> <p>(5) 照会の取下げ</p> <p>課室の長は、回答を行うまでの間に照会者から照会の取下げの申出があった場合には、上記3.(1)ないし(3)の規定にかかわらず、当該申出に係る照会に対する回答を行わないものとする。この場合において、下記4.の規定は適用しない。</p> <p>4. 照会及び回答についての公開の方法</p> <p>照会及び回答の内容は、原則として回答を行ってから30日以内に全て金融庁ホームページに掲載して公開する。</p> <p>ただし、照会者が、照会書に、回答から一定期間を超えて公開を希望する理由及び公開可能とする時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められるときは、回答から一定期間を超えてから公開することができる。この場合においては、必ずしも照会者の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することができる。また、</p>	<p>かな事案に係る照会</p> <p>④ 既に金融庁のホームページにおいて回答が公表されている照会と同種類の照会</p> <p>⑤ 照会者について、法令を執行するための調査等が行われている事案、又は現に法令の執行が行われている事案に係る照会</p> <p>⑥ 類似の事案が争訟（訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立て及びその他の法令に基づく不服申立て）の対象となっている照会</p> <p>(5) 照会の取下げ</p> <p>課室の長は、回答を行うまでの間に照会者から照会の取下げの申出があった場合には、上記3.(1)ないし(3)の規定にかかわらず、当該申出に係る照会に対する回答を行わないものとする。この場合において、下記4.の規定は適用しない。</p> <p>4. 照会及び回答についての公開の方法</p> <p>照会及び回答の内容は、原則として回答を行ってから30日以内に全て金融庁ホームページに掲載して公開する。</p> <p>ただし、照会者が、照会書に、回答から一定期間を超えて公開を希望する理由及び公開可能とする時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められるときは、回答から一定期間を超えてから公開することができる。この場合においては、必ずしも照会者の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することができる。また、</p>

## 系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>照会及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）に定める不開示事由に該当しうる情報が含まれている場合、必要に応じ、これを除いて公表することができる。</p> <p>5. 実施時期 平成13年7月16日より実施する。 （改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年7月4日 上記4. 改正、実施。</li> <li>・平成16年5月14日 上記3. (3)、(5)改正、実施。</li> <li>・平成17年10月7日 上記2. (3)、3. (1)、(3)、(4)改正、実施。</li> <li>・平成19年7月2日 上記1. (1)、2. (1)、(2)、(3)、(4)、3. (1)、4. 改正、実施。</li> </ul> <p>【加える。】</p>	<p>照会及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）に定める不開示事由に該当しうる情報が含まれている場合、必要に応じ、これを除いて公表することができる。</p> <p>5. 実施時期 平成13年7月16日より実施する。 （改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年7月4日 上記4. 改正、実施。</li> <li>・平成16年5月14日 上記3. (3)、(5)改正、実施。</li> <li>・平成17年10月7日 上記2. (3)、3. (1)、(3)、(4)改正、実施。</li> <li>・平成19年7月2日 上記1. (1)、2. (1)、(2)、(3)、(4)、3. (1)、4. 改正、実施。</li> <li>・<u>令和3年6月30日 上記2. (1)、(2)、(3)、(4)、(5)、3. (1)、(2)、(3)改正、実施。</u></li> </ul>

### 附 則

この通知の改正は、令和3年10月22日から適用する。